

## 令和4年6月期の期末・勤勉手当を国家公務員に支給

国家公務員に6月30日（木）、夏のボーナス（令和4年6月期の期末・勤勉手当）が支給されます。一般職国家公務員（管理職を除く行政職職員）の平均支給額（成績標準者）は、約584,800円です。

今回のボーナス支給額は、本年4月の給与法改正により、昨年の人事院勧告に基づいた支給月数の引下げ改定のほか、昨年度分の引下げ相当額を合わせて減額調整することとしています。具体的には、以下のように計算されます。

$$\text{支給額} = \text{給与額①} \times \text{支給月数②} - \text{令和3年度引下げ相当額③}$$

（俸給+扶養手当+地域手当等）      （2.12月）      （令和3年12月期期末手当の0.15月分）

① 平均給与額 約296,900円（昨年約301,200円）

職員の平均年齢の低下（昨年34.6歳→34.2歳）等により減少

② 支給月数 2.12月（昨年6月：2.195月。昨年6月に比べ▲0.075月）

昨年8月の人事院勧告に基づく本年4月の給与法改正により、支給月数が0.075月引下げ

③ 令和3年度引下げ相当額 ▲約44,500円

本年4月の給与法改正により、昨年8月の人事院勧告に基づいた昨年12月のボーナスの引下げ相当額（▲0.15月分）を令和4年6月期の期末手当から減額することで調整

（注）平均給与額及び平均年齢は、最新のデータ（令和3年国家公務員給与等実態調査（人事院））による。

これらにより、本年の夏のボーナスの平均支給額は、昨年同期より、約76,300円（約11.5%）減少しています。

(参考) 主な特別職の令和4年6月期の期末手当の支給額の試算例

	支 給 額	返 納 後 の 額 (注)
内閣総理大臣	約518万円	約363万円
国 務 大 臣	約378万円	約302万円
(一般職) (事務次官 局長クラス)	約293万円 約223万円	
最 高 裁 長 官	約518万円	
衆・参両院議長	約480万円	
国 会 議 員	約286万円	

※ 内閣総理大臣、国務大臣、最高裁長官、衆・参両院議長及び国会議員については、勤勉手当は支給されず、期末手当（支給月数1.625月）のみ支給されます（一般職である事務次官及び局長クラスについては、期末手当と勤勉手当が支給されます。勤勉手当は成績標準者として試算しています。）。

※ 本年6月の期末手当は、昨年12月に期末手当を支給された者については、一般職の幹部職員（指定職職員）と同様に令和3年度引下げ相当額（▲0.1月分）が減額されます。  
上記の支給額は、令和3年6月2日以降継続して在職したものとして試算したものです。  
岸田内閣総理大臣は、令和3年10月4日就任で上記の場合と引下げ相当額が異なるため、本年6月の支給額は約529万円、返納後は約366万円となります。

(注) 内閣総理大臣及び国務大臣については、令和3年12月24日の閣僚懇談会において、「国会議員について令和4年1月より歳費月額が減額が行われることから、当該措置が行われている間、内閣総理大臣にあつては月額給与及び期末手当の30パーセント、国務大臣にあつては同20パーセントに相当する額に加えて、歳費減額分に相当する額を国庫に返納することとする。」との申合せがなされており、返納後の額とは、支給額から当該申合せによる自主返納額を減じた試算額です。

(連絡先)

内閣人事局（給与担当）

一般職担当：野原、田中、多田

特別職担当：三澤、小嶋、三宅

電 話：(直通) 03-6257-3759